技術者にとっての改正下請法
ソフトウエアの外注が対象に

鮫島 正洋 弁護士，弁理士 松尾綜合法律事務所

其の一.
下請事業者には契約時に
発注内容などを記載した書面を交付すること

其の二.
注文内容や物品などを受け取る
期日を記載した書面を2年間保存すること

其の三.
注文内容の不当な変更を禁ず

其の四.
代金は物品を受け取ってから
60日以内に支払うこと

其の五.
いったん受け取った物品を不当に
返還した上で代金を支払わないことを禁ず

其の六.
受け取った物品の作成のやり直し
を不当に命ずることを禁ず

其の七.
下請事業者に対し，正当な理由なく
物品の購入を強制することを禁ず

其の八.
立ち入り検査を拒否したり妨害したり
した者には50万円以下の罰金を科す

大手企業などから業務委託を受ける下請事業者を保護する目的で制定された，下請代金支払遅延等防止法（下請法）が改正された。従来から対象だった物品の製造委託などに加えて，新たにソフトウエアの作成委託などが適用範囲となった。これらの取引を行う場合，親事業者は契約内容を記した書面などを作成する義務を負う。このほか，親事業者が下請事業者に不当な要求を行うことの規制を目的とした禁止行為も拡充された。下請け代金の支払いを引き延ばしたり，正当な理由なく物品の受け取りを拒んだりする行為などが相当する。禁止行為と見なされた場合は，公正取引委員会から勧告を受けることになる。エレクトロニクス・メーカーの技術者が外注先の企業と取引をする上で，知っておくべき下請法の概要について，弁護士が解説する。

（枝 洋樹＝本誌）

下請事業者の利益の保護と下請け取引の公正化を目的とした「下請代金支払遅延等防止法」（通称，下請法）が改正され，2004年4月1日から施行された[注1]。これまでの下請法と比べた大きな違いは，対象となる下請け取引に，ソフトウエアや放送番組，デザインなどの「情報成果物」と，運送やビルのメンテナンス，保守サービスといった「役務」が加わったことである（図1）。これまでは「物品の製造および修理」に関連する取引だけを対象としていた。

エレクトロニクス・メーカーに影響大

今回の改正によって，下請法を考慮に入れて日常業務を行わなければならないエレクトロニクス・メーカーの技術者は増大する。情報成果物が対象に加わったことで，ハードウエアだけでなくソフトウエアの開発にも下請法が適用されるようになったためだ。

例えば，ある家電メーカーが自社の製品に搭載するソフトウエアの開発を下請事業者に委託した場合を想定する。これまでは，ソフトウエアの開発そのものが対象外だったため，いったんある価格で委託契約を結んだにもかかわらず，追加料金を払わずに下請事業者に対して後からソフトウエアに新しい機能を加えることを要求することなど，ある程度の無理強いをしても，下請法によってその行為が規制されることはなかった。

改正後の下請法（以下，改正下請法）の下では，こうした行為は規制を受ける。具体的には，この家電メーカーは下請事業者との間で，その発注に関する仕様のみならず，追加される可能性のある仕様の概略や範囲を取り決めた上で，契約時にこれを記載した書面を取り交わすことが義務付けられる[注2]。これを怠ったり書面に不備があったりしたことが，公正取引委員会の調査によって明らかになった場合，家電メーカーと担当者はそれぞれ50万円以下の罰金を支払わなければならない。罰金額は改正前の5万円から引き上げられた。

さらに，たとえ書面に記載された範囲であっても，仕様の変更によって予期しなかった追加労力が下請事業者に発生した場合，元の発注価格の範囲内でこの作業を行わせることも，改正下請法が禁止する行為として認定される可能性がある。改正下請法は禁止行為として「不当な給付内容の変更」（第4条2項4号）[注3]または「不当な経済上の利益の提供要請」（同3号）を掲げているためだ。

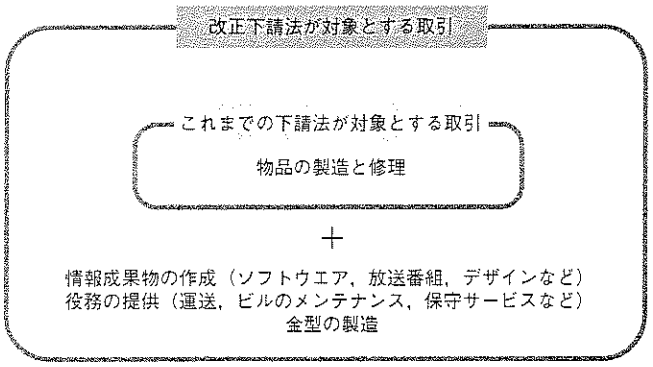

図1 対象範囲が広がる
改正下請法では，対象となる取引に「情報成果物の作成」と「役務の提供」が加わった。

注1：詳細については公正取引委員会「改正下請代金支払遅延等防止法テキスト」（http://www2.jftc.go.jp/shitauke-text.pdf）を参照。

注2：実際には，発注時に仕様が確定できないケースがある。後述するように，改正下請法ではこうした問題を解消するために「正当な理由」がある場合に限って，その仕様を除いた状態で発注書面を交付することを認めている。

注3：「給付」とは，発注した物品や役務（サービス）を指す。

こうした行為を公正取引委員会が認定した場合，発注元の事業者は下請事業者が被った不利益の現状を回復するように公正取引委員会から勧告を受けることになる。例えば下請け代金の引き上げなどがそれに当たる。

産業構造の変化に合わせる

製品サイクルの短縮やソフトウエア開発負担の増大に伴い，エレクトロニクス・メーカーの技術者が他社に，開発業務の一部またはすべてを委託する機会は今後ますます増えていくことが予想される。改正下請法を理解することは，ソフトウエア技術者だけでなくすべての技術者にとって重要になる。以下では今回の改正点に着目しながら下請法の概要について解説する。

商取引においては，大企業が業務の一部を中小企業に委託することは少なくない。大企業は，このような外部委託をすることによって，自社の固定費を下げ，結果として利益率を向上させている。一方で，中小企業は大企業から業務を受託できるかどうかでその存亡が左右される状況になっている。このような大企業と中小企業との関係は，本来共存共栄の上に成り立つべきものである。ところが現実には，企業力の差を背景に，大企業が下請事業者に対して過度な値下げ要求をしたり，クレームを述べたりすることによって下請事業者に無理強いをすることは後を絶たない。また，下請け代金の支払いを不当に遅延することによって，下請事業者をいわば兵糧攻めにして不当な要求を通そうとするなど，フェアな商取引から逸脱した行為も少なからず存在した。

下請法はこうした背景の下に1956年に立法された，下請事業者を保護するための法律である。法を適用するための要件として第2条で，①対象となる取引類型（形態）と，②取引する事業者の相対値な関係，を挙げている（図2）。

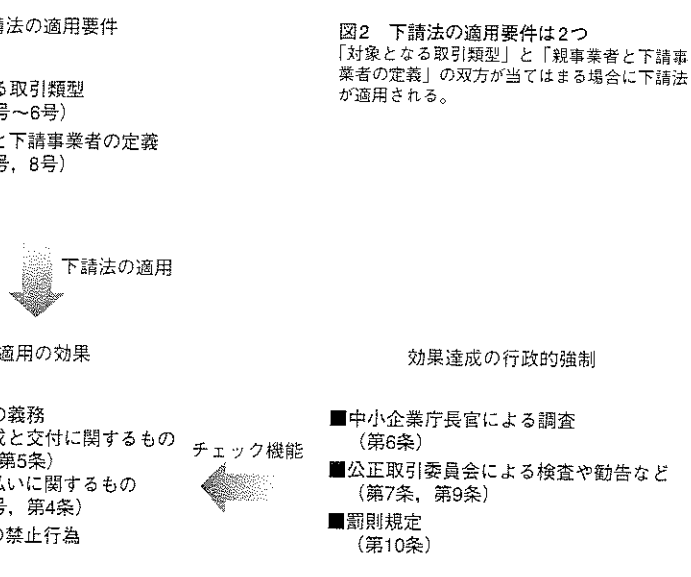

図2　下請法の適用要件は2つ
「対象となる取引類型」と「親事業者と下請事業者の定義」の双方が当てはまる場合に下請法が適用される。

これまで，下請法の対象となる取引類型は，物品の製造と修理に関連する下請け取引（製造委託・修理委託）に限定されていた。しかし，昨今，サービス産業やソフトウエア産業，コンテンツ産業が我が国において大きな比重を占めるほどになるまで成長したため，改正下請法では対象を，プログラムやコンテンツなどの情報成果物の作成に関連する下請け取引（情報成果物作成委託）や，サービス（役務）の提供に関連する下請け取引（役務提供委託）に拡張した。

また，改正下請法では親事業者の義務や禁止行為も追加された[注4]。例えば，費用を負担せずに親事業者の都合によって注文内容を変更したり，受領後にやり直しをさせたりすることで，下請事業者の利益を不当に害する行為である。

自社で利用する物品も対象に

下請法の対象となる取引類型は，①製造委託，②修理委託，③情報成果物作成委託，④役務提供委託，の4種類である（第2条1号～4号）。このうちエレクトロニクス・メーカーの技術者に特に関係があるのは，ハードウエアの製造に関連する製造委託と，プログラム

注4　改正の概要については，http://www.jftc.go.jp/pressrelease/03/jan/030613.pdf，を参照のこと。

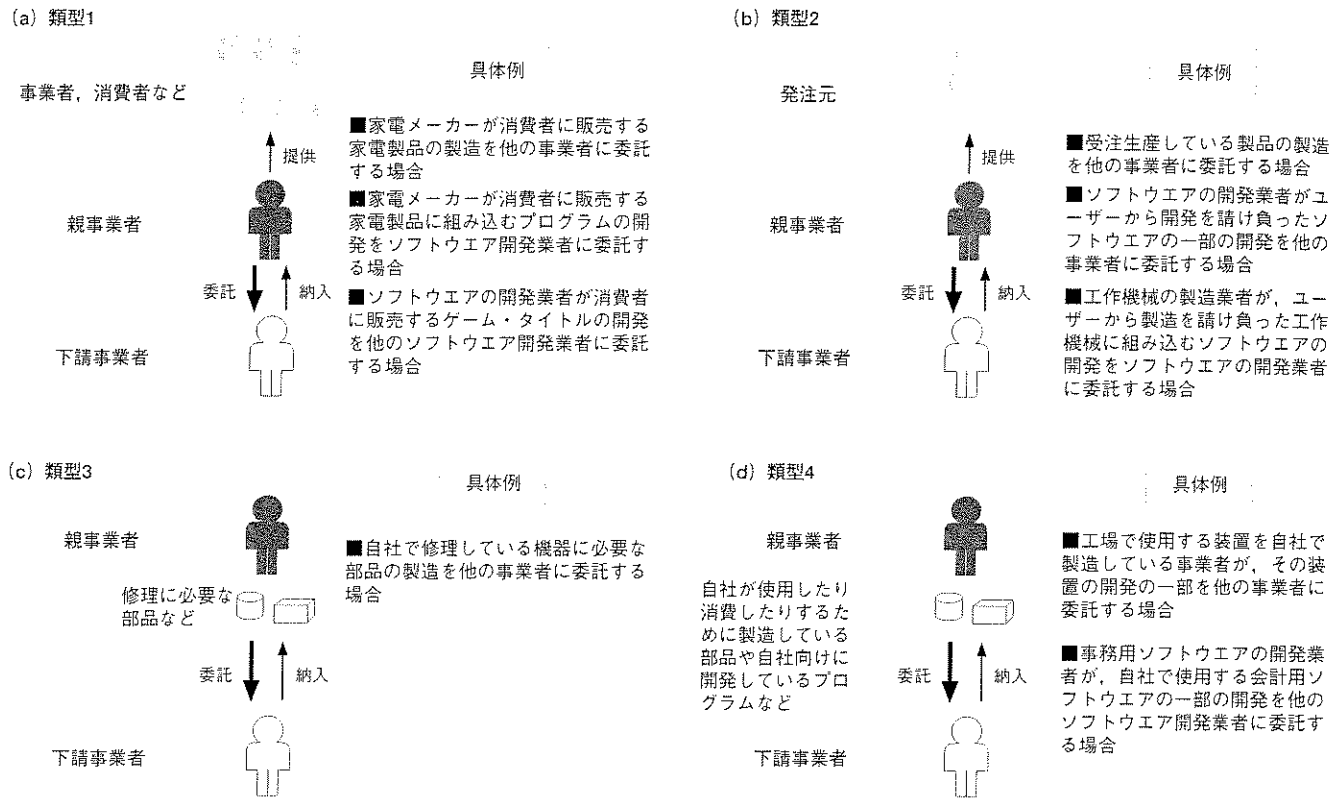

図3　下請法が定める取引形態の分類
製造委託の場合は図に示した（a）～（d），情報成果物の作成委託の場合は（a），（b），（d）のいずれかに当てはまることが下請法の適用要件となる。図中，太い矢印で示した関係が下請法の対象となる取引である。公正取引委員会が作成した「改正下請代金支払遅延等防止法テキスト」のp. 7，p. 11から抜粋した。

やコンテンツの作成にかかわる情報成果物作成委託，ソフトウエアのメンテナンスや家電製品の保守サービスなどに関連する役務提供委託である。

このうち製造委託と情報成果物作成委託については，**図3**に示す4つの形態のいずれかに当てはまることが，下請法が適用される要件となる。なお製造委託は，事業者（製造業，流通業，販売事業）が他の事業者に物品（半製品や部品，付属品，原材料に加え，これらの製造に使用される金型）の企画や品質，性能，形状，デザイン，ブランドなどを指定して製造（加工）を委託することをいう。

対象となる物品は，親事業者が販売したり，親事業者が他の事業者などから受注したりしたものにとどまらない。例えば，半導体メーカーが自社工場で利用する製造装置を自ら製造している場合に，その装置を構成する部品の製造を他の事業者に委託するケースなども含まれる（図3（d））。

製品サポートに適用される場合も

下請法が適用される「情報成果物」としては，①ソフトウエア（ゲーム・タイトル，企業管理システム，制御プログラムなど），②映画や放送番組など映像・音声などにより構成されるコンテンツ（テレビ番組，映画，アニメーションなど），③文字，図形もしくは記号，あるいはこれらの結合により構成されるもの（設計図，ポスター，商品デザイン，コンサルティングの報告書，雑誌広告など）の3種類が定義されている（第2条6号）。

具体的には，ソフトウエアの開発業者が，消費者に提供するアプリケーション・ソフトウエアの作成を他社に委託すること（図3（a））や，家電メーカーが消費者に販売する製品の

取扱説明書の作成を他の事業者に委託すること（同），企業向けの情報処理システムを開発，販売する企業が，自社で使用する情報処理システムの一部の構築を他社に委託すること（図3(d)）などが対象となる。ソフトウエアの開発業者であっても自社で同種のものを開発していない場合には，ソフトウエアの作成を他の事業者に委託しても下請法の対象にはならない。

役務提供委託とは，事業者が業として行う「役務（サービス）の提供」のすべてまたは一部を，他の事業者に委託することをいう（図4）。例えば，ソフトウエアの販売事業者が，ソフトウエアの販売後に有償で行っている顧客サポートを，他の事業者に委託する場合が該当する。基本的に，役務が無償で提供されている場合は下請法の対象とはならない。ただし，例えば家電メーカーが顧客に対して行う自社製品のサポート・サービスのように，有償で提供する物品などに付随するものとして役務が提供される場合には対象となる。

資本金で親事業者を定義

前述した，下請法が対象とする取引類型に当てはまる場合でも，発注した事業者と受注した事業者の規模によっては，下請法が適用されない場合がある。下請法では「親事業者」と「下請事業者」を両者の資本金（または出資金の総額）によって定義し（第2条7号，8号），その条件を満たした場合に親事業者が「優越的な地位にある」ものとして取り扱うためだ。

その定義は，対象となる取引が，①製造委託または修理委託，情報成果物作成委託のうちプログラムの作成に関連するもの，役務提供委託のうち情報処理に関連するもの，②プログラムの作成以外の情報成果物作成委託，情報処理に関するもの以外の役務提供委託，のどちらかであるかによって異なる（図5）。「情報処理」とはコンピュータを用いて，計算，検索などの処理を行う作業のうち，プログラムの作成に該当しないものをいう。コンピュータの稼働管理やセキュリティ管理といった情報処理システムの運用，計算業務の受託サービスなどが該当する。

例えば①の条件に当てはまる場合，資本金3億円以上の企業が，資本金2000万円の事業者に製造委託を行うと親事業者に該当し（同7号），受託者は下請事業者に該当する（同8号）。下請事業者は法人だけでなく，個人も含む。なお，親事業者が資本金の少ない子会社（いわゆるトンネル会社）などを設立して，下請法を潜脱することを防止するために，こうしたトンネル会社を下請法上，親事業者と見なす規定も用意されている（同9号）。

図4　役務提供委託に当たる取引形態
親事業者が，他者に提供する役務を他の事業者に委託する場合が該当する。親事業者が自ら利用する役務を委託する場合は含まれない。

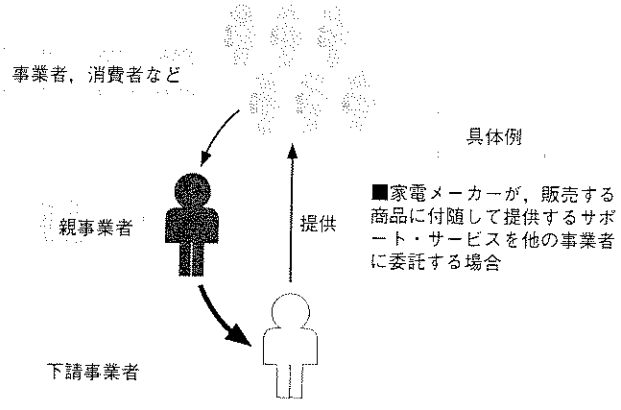

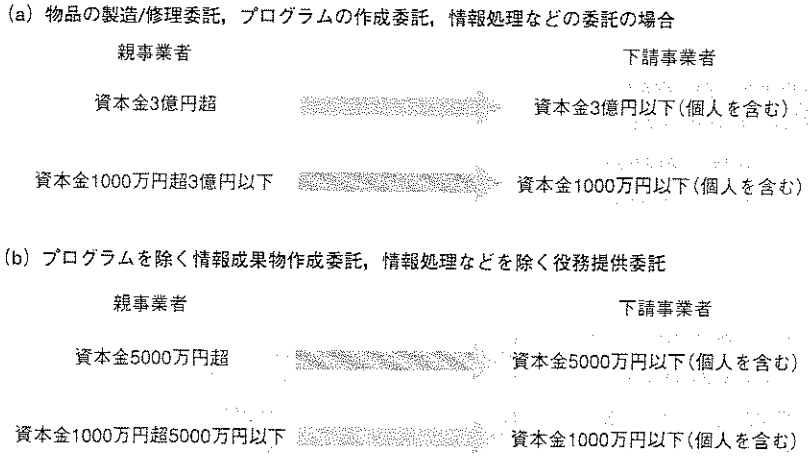

図5　資本金によって定義
下請法では，下請け取引をする2者を親事業者と下請事業者と見なすかどうかを，両者の資本金によって定める。

上5　下請法を要点や詳しく解説、書面例などのホームページなどの対応を書面などでも必ずかける

発注時の書面交付が義務に

下請法は，下請事業者を保護するために，対象となる下請け取引において，親事業者の義務を次のように定めている。

1つは契約時に下請事業者に対して発注内容などを記載した書面を交付する義務である（第3条）。従来，下請け取引においては口頭発注が多く行われてきた。発注内容や支払い条件が不明確であるために，親事業者と下請事業者との間でトラブルが生じることが多かった。こうしたトラブルは，親事業者と下請事業者の力関係から，往々にして下請事業者の犠牲の上に解決されていた。下請法は，親事業者として，下請事業者に対し発注ごとに必ず，下請事業者が提供すべき給付の内容や期日，場所，下請け代金の支払い期日などを記載した書面である，いわゆる「3条書面」を交付すべきと定めている（図6）[注5]。

なお，今回の改正によって，内容が定められないことについて「正当な理由」がある場合は，発注時に交付する書面（当初書面）には記載を要せず，内容が確定次第，直ちに別の書面（補充書面）をもって補充すればよいことが規定された。この場合でも，親事業者は，内容が定められない理由と内容を確定する予定の期日を当初書面に記載しなければならない。

「正当な理由」とは，取引の性質上，委託した時点で具体的記載事項の内容を定めることができないと，客観的に認められる理由のことをいう。例えば，プログラムの作成委託において，最終ユーザーの求める仕様が親事業者から下請事業者への発注時に確定していない場合を想定している。

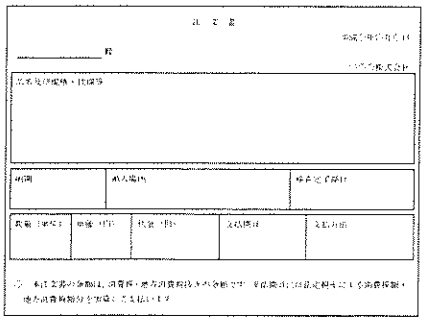

図6　下請法第3条に基づいて発注時に交付される書面の例
情報成果物の作成委託に用いる書面の参考例である。公正取引委員会が作成した「改正下請代金支払遅延等防止法テキスト」のp. 70から抜粋した。

このほか親事業者は，下請事業者の給付（委託した物品や役務など）の内容，給付を受領する期日，下請け代金の額などの事項について記載した書面や電磁記録を作成し，これを2年間保存する義務を負う（第5条）。この義務によって親事業者と下請事業者の間で紛争が生じたときには，事実上，親事業者にその立証責任を課している。

下請け代金の支払い期日を規定

下請法が親事業者に求めるもう1つの義務は，下請け代金の支払い期日を定めることである（第2条の2）。親事業者が下請け代金の支払い期日を不当に遅く設定すると，零細な下請事業者は資金不足を起こして倒産してしまう可能性がある。そこで，下請法では，次のように制限を設けている。

発注時に交付した書面に支払い期日が定められていない場合は，給付の受領日が支払い期日と見なされる。書面に支払い期日の記載がある場合は，その期日までに代金を支払うが，なるべく短い期間に設定する。受け取った物品などの検査が期日内に困難であることを理由として，支払い期日を遅く設定してはならない。書面に記載した期日が，給付の受領日から60日以内でないときは，支払い期日は受領してから60日後と見なされる。

なお，親事業者が支払い期日までに下請け代金を支払わなかった場合，契約上，遅延損害金の規定が設けられていなかった場合でも，下請事業者には遅延損害金の請求が認められる。具体的には，給付の受領日から60日を超えた経過日から支払い日までの期間について，未払い金額に公正取引委員会が定める所定料率を乗じた額を請求できる（第4条の2）。

受領の拒絶や物品の返還を規制

下請法は，親事業者の義務を規定するだけでなく親事業者が行ってはならない行為を第4条で定めている（表1）。同条で定めている禁止行為は，行為そのものを禁じているものと，行為そのものは禁じていないがそれが「下請事業者の利益を不当に害している」ことを禁止要件としているものに分けられる。同条2項に記載される類型が後者に当たる。

下請法は，下請事業者に支払われる代金を確保することを第一の目的としている。このため，親事業者が支払い期日後代金を支払わないこと（同1項2号）のみならず，発注した物品や役務などを下請事業者が納入する際にその受領を拒絶した上で支払わない行為（同1号）や，いったん受領した物品や役務などを不当に返還して支払わなかったり（同4号），注文内容を不当に変更したり受領後に不当にやり直しを命じたりする行為（同2項4号）を禁じている。

ここでいう「受領」とは，下請事業者が納入したものを検査の有無にかかわらず受け取る行為を指している。つまり納入した物品などを親事業者が事実上支配下に置いた時点で受領したことになる。ソフトウエアなどの情報成果物の場合は，情報成果物を記録したCD-ROMなどの媒体を親事業者が占有下に置くことをいう。納入に媒体を利用しない場合でも，例えば親事業者が所有するハード・ディスク装置に記録された時点で支配下に置いたことになり，受領と見なされる。

なお，実際のソフトウエアの納品においては，動作確認のために親事業者が相当期間の試験を行わなければならないことがある。こうした場合は，親事業者と下請事業者の間であらかじめ，①動作確認試験が必要であること，②受領と見なされる給付期日よりも前に，情報成果物を一時的に親事業者の支配下に置くこと，③動作確認試験によって情報成果物が一定の水準にあると確認したことを「受領」の要件とすること，などを取り決めておく必要がある。

注文内容の変更には注意

注文内容の不当な変更や不当なやり直しを命じたりする行為を禁じる条項は，改正下請法で追加された。親事業者が下請事業者に対して，発注した物品などの作成のやり直しを費用を負担せずに求めることは，下請事業者の不利益につながるためである。例えば下請事業者が委託を受けたソフトウエアの開発を進めている最中に，最終ユーザーの意向によって仕様の変更が必要になった場合に，親事業者が下請事業者に対して無償で仕様の変更を求める行為は，給付内容の不当な変更に当たる。

下請事業者の要請で給付内容を変更する場合や，注文とは異なる物品や瑕疵（かし）がある物品が納入された場合などは，下請事業者に責任があるため，親事業者が給付内容を変更した

表1　改正下請法が定める親事業者の禁止行為
公正取引委員会が作成した「改正下請代金支払遅延等防止法テキスト」のp. 28から引用した。

禁止事項	概要
ア　買いたたきの禁止（第4条1項5号）	類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること
イ　受領拒否の禁止（第4条1項1号）	注文した物品等の受領を拒むこと
ウ　返品の禁止（第4条1項4号）	受け取った物を返品すること
エ　下請代金の減額の禁止（第4条1項3号）	あらかじめ定めた下請代金を減額すること
オ　下請代金の支払遅延の禁止（第4条1項2号）	下請代金を受領後60日以内に定められた支払期日までに支払わないこと
カ　割引困難な手形の交付の禁止（第4条2項2号）	一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること
キ　購入・利用強制の禁止（第4条1項6号）	親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること
ク　不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条2項3号）	下請事業者から金銭，労務の提供等をさせること
ケ　不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第4条2項4号）	費用を負担せずに注文内容を変更し，又は受領後にやり直しをさせること
コ　報復措置の禁止（第4条1項7号）	下請事業者が親事業者の不公正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由としてその下請事業者に対して，取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること
サ　有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条2項1号）	有償で支給した原材料等の対価を，当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること

りやり直しを命じたりしても禁止行為には当たらない。

物品購入の強制はできない

このほか，親事業者が下請け代金を支払ったはいいが，その代金を減額させたり（第4条1項3号），支払い期日までに金融機関による割引を受けるのが困難な手形を用いたりすること（同2項2号）も禁じられる。そもそも当初から給付に見合わない不当な代金を設定すること（同1項5号）も禁止行為である。

親事業者が下請事業者に，その下請け工程に関連する材料などを指定して購入させることがよく行われている。下請法はこうした物品の指定購入についても，下請事業者を保護している。すなわち，複数の事業者に発注する際に物品の品質を均一にする場合など，合理的な理由がある場合以外，指定購入は認められない（同6号）。また，指定購入が認められる場合であっても，当該材料などの代金を理由なく下請け代金の支払い期日より早い時期に控除したり，支払わせたりすることは許されない（同2項1号）。

今回の改正では物品のほかに，親事業者が下請事業者に対して特定の役務を強制的に利用させることを禁止行為に加えた。例えば，親事業者が物品の製造を委託する際に，インターネットのWWWサイトを利用して受発注業務を行う場合に，下請事業者に対して特定のインターネット接続サービス事業者との契約を条件とする場合などが該当する。

著作権の譲渡にも影響

下請法は，禁止類型を通じ，最終的には親事業者と下請事業者との間のフェアな取引関係を形成することを目的とするものである。このため改正下請法では，代金支払いの面だけでなく，親事業者が下請事業者に対して不当な金銭や役務などといった，経済上の利益の提供を強制することを禁じた（第4条2項3号）。

例えば，ソフトウエアの作成を下請事業者に委託している親事業者が，下請事業者の従業員を親事業者の事業所に常駐させ，実際には委託したソフトウエアの作成とは無関係の業務を行わせている場合がこれに当てはまる。

このほかソフトウエアの作成を下請けさせる場合，その開発によって発生するソフトウエア著作物の譲渡を親事業者が下請事業者に求めることが，不当な経済的利益の提供に該当することもある。

これを回避するには，発注書面（3条書面）に著作権を親事業者に譲渡すべきことを記載する必要がある。その際は，下請け代金がソフトウエア著作権の譲渡代金を含むことを明記しておいた方がよい。

ただし，ソフトウエア著作権の譲渡代金を含む下請け代金が不当に安い場合や，著作権譲渡をしない場合の同種の取引と代金が変わらない場合は，買いたたき行為（第4条1項5号）に該当する恐れがあるので注意を要する。

勧告内容の原則公表を可能に

親事業者が禁止事項を犯した場合，下請事業者は，直接または中小企業庁長官などを通じて公正取引委員会にその事実を知らせることができる。このような通知をされたからといって親事業者が下請事業者との取引量を減じたり，取引そのものを中止したりすることは禁止されている（第4条1項7号）。

通知を受けた公正取引委員会や中小企業庁などは，親事業者と下請事業者の双方に対し，下請け取引に関する報告をさせ，立ち入り検査を行える。立ち入り検査の拒否や妨害，忌避は50万円以下の罰金の対象となる。

調査の結果，親事業者が下請法に違反していることが判明した場合，公正取引委員会は勧告などの行政指導を行う。これまでは勧告に従わない場合のみ勧告内容を公表していたが，改正下請法では勧告に従うかどうかにかかわらずその旨を公表できるようになった。